

# 審 査 基 準

基準の名称	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
私立学校法	4 5 条	学校法人の寄附行為変更の認可
基 準 の 内 容		
<p>学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校） の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準</p>		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「高等学校等」という。）の設置を目的とする学校法人（他の学校又は専修学校若しくは各種学校を併設している学校法人又は併設しようとする学校法人を含む。以下「法人」という。）の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可について関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 法人の名称は、法人の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校法人と同一又は紛らわしいものでないものとする。</p> <p>(基本財産)</p> <p>第3条 法人は、設置する高等学校等ごとに、基本財産として、次に規定する施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。</p> <p>(1) 校舎建築その他高等学校等の目的達成のために必要な用地（以下「校地等」という。）</p> <p>(2) 高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）又は高等学校以外の各学校、専修学校若しくは各種学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準並びに私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に関する審査基準に定める面積を保有する校舎</p> <p>(3) 高等学校等の目的並びに児童・生徒数及び学級数に応じた教具、校具等の設備</p> <p>2 前項に掲げる施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、かつ、次の各号の一に該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの</p> <p>(2) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等</p> <p>(基本財産の借用)</p> <p>第4条 前条第1項に定める基本財産は、原則として、自己所有でなければならない。ただし、前条第1項第1号に定める基本財産については、法人が所有することが困難であり、かつ、教育上支障がないと認められるときで、次の各号の一に掲げる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体から校地等を借用する場合で、所有権を移転することが困難であるとき。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体以外のものから校地等を借用する場合で、借用面積が、校地等面積の2分の1以内であるとき。</p> <p>2 前項第2号に定める借用については、土地所有者との間に借用期間が20年以上の公正証書による貸借契約を成立させなければならない。</p> <p>3 第1項の校地等の借用については、借地権が登記されることを条件とする。ただし、国又は地方公共団体からの借用による場合は、借地権の登記は要さないものとする。</p> <p>4 前条第1項第3号に定める基本財産については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用であっても差し支えないものとする。</p> <p>(運用財産)</p> <p>第5条 法人は、高等学校等及び幼稚園、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の経営に必要な運用財産を有しなければならない。</p> <p>2 前項の財産は、授業料、入学金その他確実な収入に基づくものでなければならない。3法人は、第1条の認可を受けるに当たり、運用財産として、年間経費のおおむね4分の1以上に相当する現金又は預金を有しなければならない。</p>		

(負債)

第6条 法人の施設又は設備の整備にともなう負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものに認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

2 前項の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、銀行、信用金庫又は知事が別に定める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

3 前2項の規定は、法人の設立後において遵守するものとする。

(資産の内容)

第7条 法人の資産は、前条の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付きであってはならない。

(年次計画)

第8条 年次計画による施設及び設備の整備は、原則として認めない。ただし、完成年度までの全体計画が確実と認められ、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 年次計画の割合は、別表のとおりとする。

3 第1項ただし書により認可を受けた場合は、その年次計画が完成に至るまで毎年度、別に定める計画実施報告書を企画総務部総務課に提出しなければならない。

(会計)

第9条 法人の収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行されるものでなければならない。

(1) 経常的収支予算は、教職員組織に適合する所要の人員費、学校等の規模に対応する教育研究費、管理経費、借入金等利息その他経常的支出が、授業料、入学金等の児童・生徒納付金その他適切かつ確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。

(2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた所要の支出が、確実な収入をもって充てられ、収支均衡が保たれるものでなければならない。

(規模)

第10条 法人の設置する学校等の規模は、別に定める審査基準による。

(役員及び評議員等)

第11条 法人の役員及び評議員は、相互に特殊な関係を有するもののみを充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねてはならない。

3 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。

4 監事は、原則として評議員を兼ねてはならない。

5 理事である評議員以外の評議員について、法人設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

6 法人の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど適切な事務組織が設けられていなければならない。

7 法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員配偶者又は親族等に偏ってはならない。

8 その他、規定の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えなければならない。

(既設校の適正管理)

第12条 新たな学校等の設置に係る寄附行為の変更については、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 設置経費の財源として、既設の学校等(以下「既設校」という。)の児童・生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。

(2) 既設校について、認可定員に対する収容が適正であること。

(3) 既設校の在籍児童・生徒数等が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。

(4) 既設校のための負債について、第6条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(5) 次の各事項について、既設校の管理運営に適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。

特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届け出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租・公課(社団法人徳島県私立学校退職金社団の掛金を含む。)の納付の状況

(認可申請)

第13条 法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に係る計画書及び申請書の提出期限は、法人の設置する高等学校等の設置計画書及び設置認可申請書の提出と同一時期とする。

(幼稚園、専修学校及び各種学校の設置)

第14条 法人が設置する幼稚園、専修学校及び各種学校に係る基本財産等の基準については、別に定める審査基準による。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

学校法人（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）  
の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、幼稚園又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「幼稚園等」という。）の設置を目的とする学校法人（高等学校、中学校、小学校、盲学校、聾学校及び養護学校のうち、いずれか一以上の学校を併設している学校法人又は併設しようとする学校法人を除く。以下「法人」という。）の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可について関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 法人の名称は、法人の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校法人と同一又は紛らわしいものでないものとする。

(基本財産)

第3条 法人は、基本財産として、設置する幼稚園等ごとに少なくとも次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 幼稚園

ア 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。）に定める園舎及び運動場の設置に必要な面積を有する園地

イ 設置基準に定める面積を有する園舎

ウ 設置基準に定める園具及び教具

(2) 幼保連携型認定こども園

ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「運営等基準」という。）に定める園舎及び園庭の設置に必要な面積を有する園地

イ 運営等基準に定める面積を有する園舎

ウ 運営等基準に定める園具及び教具

2 前項に掲げる施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、かつ、次の各号の一に該当しないものでなければならない。

(1) 入園を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(2) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

(基本財産の借用)

第4条 前条第1項第1号に定める基本財産については、次の各号の一に掲げる場合において法人が所有することが困難であり、かつ、教育上支障のないことが確実に認められるときには、借用であっても差し支えないものとする。

(1) 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(2) 借用部分が、園地面積の2分の1以内であるとき。

2 前項に規定する借用については、国又は地方公共団体からの借用を除き、貸借契約が次の各号いずれにも該当するものでなければならない。

(1) 法人と所有者の間に貸借契約が成立していること。

(2) 借用期間が、20年以上であること。

(3) 公正証書によるものであること。

3 第1項の園地の借用については、借地権が登記されることを条件とする。ただし、国又は地方公共団体からの借用による場合は、借地権の登記は要さないものとする。

(運用財産)

第5条 法人は、幼稚園等の経営に必要な運用財産を有しなければならない。

2 前項の財産は、授業料、入学金その他確実な収入に基づくものでなければならない。3法人は、第1条の認可を受けるに当たり、運用財産として、年間経費のおおむね4分の1以上に相当する現金又は預金を有しなければならない。

(負債)

第6条 法人の施設又は設備の整備にともなう負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものに認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

2 前項の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、銀行、信用金庫又は知事が別に定める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

(資産の内容)

第7条 法人の資産は、前条の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付きであってはならない。

(収支予算)

第8条 法人の収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行されるものでなければならない。

(1) 経常的収支予算は、教職員組織に適合する所要の人員費、学校等の規模に対応する教育研究費、管理経費、借入金等利息その他経常的支出が、授業料、入学金等の児童・生徒納付金その他適切かつ確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。

(2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた所要の支出が、確実な収入をもって充てられ、収支均衡が保たれるものでなければならない。

(規模)

第9条 法人の設置する幼稚園の規模は、幼稚園ごとにそれぞれ2学級以上とする。

(役員及び評議員等)

第10条 法人の役員及び評議員は、相互に特殊な関係を有するもののみを充てることなく、広く教育関係者(幼保連携型認定こども園の設置を目的とする法人にあっては教育及び保育関係者)、学識経験者その他教育に関し識見を有する者から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねてはならない。

3 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。

4 監事は、原則として評議員を兼ねてはならない。

5 理事である評議員以外の評議員について、法人設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

6 法人の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど適切な事務組織が設けられていなければならない。

7 法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員配偶者又は親族等に偏ってはならない。

8 その他、規定の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えなければならない。

(既設校の適正管理)

第11条 新たな学校等の設置に係る寄附行為の変更については、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 設置経費の財源として、既設の学校等(以下「既設校」という。)の園児等納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。

(2) 既設校について、認可定員に対する収容が適正であること。

(3) 既設校の在園園児数等が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。

(4) 既設校のための負債について、第6条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(5) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。

特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届け出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租・公課(社団法人徳島県私立学校退職金社団の掛金を含む。)の納付の状況

(認可申請)

第12条 法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に係る計画書及び申請書の提出期限は、法人の設置する幼稚園等の設置計画書及び設置認可申請書の提出と同一時期とする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

学校法人(幼稚園)の寄附行為の認可の特例に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、昭和51年8月11日において現に存する学校法人以外の幼稚園（以下「既設幼稚園」という。）設置者が、当該既設幼稚園を学校法人に設置者変更する場合における当該学校法人（以下「法人」という。）の寄附行為の認可について、学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の特例を定めるものとする。

（基本財産の借用）

第2条 基本財産については、審査基準第4条の規定にかかわらず、法人が所有することが困難であり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、園地にあつては第1号から第4号までの一に、園舎にあつては第5号に該当するときは、借用であっても差し支えない。

- (1) 自己所有部分が、基準面積（幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に定める園舎面積と運動場面積をを加えた面積をいう。）の2分の1以上であるとき。
- (2) 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。
- (3) 借用部分が既設幼稚園の設置者（以下「旧設置者」という。）である宗教法人又は財団法人（以下「宗教法人等」という。）の境内地その他当該宗教法人等の事業の用に供する土地であつて、所有権を移転することが当該宗教法人等の目的に照らし困難であるとき。
- (4) 借用部分が旧設置者当時からの借用地であつて、法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。
- (5) 園舎のうち、保育室以外の借用部分が宗教法人等からの借用であつて、法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により基本財産の借用を行うときは、当該借用に関する契約は、書面により締結され、かつ、当該基本財産について法人が長期にわたり安定して使用し得る旨を定めたものでなければならない。

（役員）

第3条 旧設置者が宗教法人の場合には、寄附行為において、当該宗教法人が指名する者1人について法人の理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

（債務の承継）

第4条 旧設置者の負債のうち、既設幼稚園の施設及び設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画が当事者間で合意されているもの（以下、単に「負債」という。）については、債務の承継を認めるものとする。

2 前項の規定により法人に帰属することとなる負債については、審査基準第6条第1項の規定は適用しない。

（資産の内容）

第5条 法人の資産には、審査基準第7条の規定にかかわらず、負債のための抵当権等が設定されていても差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。